

令和4年4月から

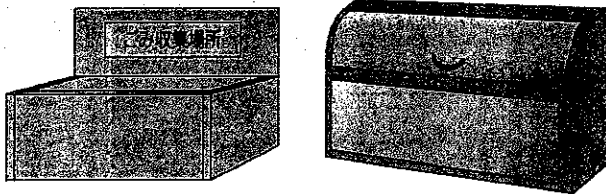
水路敷地へごみステーションを常設する場合は 申請をお願いします

令和4年4月から、岐阜市が管理する水路敷地内へごみ収集場所(ごみステーション)を常設する場合、事前に、自治会長から市へ、設置許可に係る申請が必要になります。

現在、既に水路敷地内にごみステーションを設置している場合も、申請をいただきますようお願いいたします。

○許可が必要な設置物

ごみ収集のために常設する設備です。



折り畳みボックス、防鳥ネットなど、ごみ収集日に一時的に置くものは、手続きは不要です



○許可の対象となる場所

岐阜市(基盤整備部)が管理する水路敷地です。

市が管理していない水路敷地(土地改良区が管理する水路敷地など)は含まれません。

○許可手続きについて

土木管理課で設置許可の申請をお願いします。

【注意事項】

- ・ ごみステーションの設置については、地域の事情に詳しく、コミュニティの中核を担う自治会に協力していただいておりますので、申請の代表者は自治会長様でお願いします。
- ・ 申請にあたり、管理方法など、改善をお願いする場合があります。
- ・ 申請の際には、地元の用排水組合など、水路利用上の関係者の方々とも十分お話し合いください。
- ・ 新たな設置の場合、ごみ収集が可能な場所かどうかについて、環境一課による確認も受けてください。
- ・ 許可は **5年間有効**です。(5年ごとに更新手続きをお願いします)
- ・ この許可による占用料は免除します。

許可申請は、令和4年3月より受付開始予定です
ご不明な点は **土木管理課** にお気軽にご相談ください。

(裏面へ続きます)

○許可の基準について

通行者の安全を守る観点と、水路および道路の機能を保つ観点から、設置場所、設置方法、設置物の構造について、下記のように、必要な基準を設けます。(詳細は令和4年1月中に決定します)
皆様がお使いのごみステーションについて、基準を満たしているか、一度点検してみてください。

1. 設置場所	
(1)	利用者が安全にごみ出しができる場所であること。
(2)	歩行者、自転車および一般車両の通行に支障とならない場所であること。
(3)	水路流水方向の延長は2m未満とすること。
2. 設置方法	
(1)	ごみ等が水路内に落ちないように対策を講じること。
(2)	土台等を設置する等、流水に影響のない位置に設置すること。
(3)	水路に沿って設置されている転落防止柵等の撤去をしないこと。ただし、出入りが必要な場合は施錠可能な扉を設けること。
3. ごみステーションの構造	
(1)	想定される荷重に耐えられる強度であること。
(2)	腐食しにくい材質であること。
(3)	水路構造物等に影響の無い構造とすること。

○事前相談について

令和4年3月から始まる申請受付に先立ち、現在お使いの水路上のごみステーションについて、ご不明な点がございましたら、お気軽に **土木管理課** にご相談ください。

(例)

- ・ 許可が必要な設置物にあたるか？
- ・ 許可手続きの対象となる場所(岐阜市管理の水路上)に該当するか？
- ・ 基準を満たしているか？

など

水路は公共物です。

水路敷地をごみ収集場所とする方は、その設置方法に関わらず、通行や水の流れ等の支障とならないよう、また、水路を汚したりしないよう、適正な管理をお願いします。

カラス対策も
忘れずにね



●お問合せ先

申請手続き・設置場所に関すること

土木管理課 ☎058-214-4719

収集に関すること

環境一課 ☎058-265-3983